

○御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱

令和2年9月28日

告示第363号

(趣旨)

第1条 この要綱は、カシノナガキクイムシ（以下「病害虫」という。）が媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れ被害により枯損し、倒木、落枝等により人身又は家屋等への重大な被害を及ぼす危険性の高い樹木（以下「危険木」という。）の伐採及び病害虫の駆除を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市内に危険木を所有又は管理する者であつて、その所有し、又は管理する危険木の伐採及び病害虫の駆除を実施するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採及び病害虫の駆除に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、20万円を超えない額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式2号）
- (2) 収支予算書（様式3号）
- (3) 危険木の位置図及び写真
- (4) 申請額の算定根拠を示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の決定の際、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 伐採した危険木は、くん蒸処理、焼却処理等の病虫害の駆除を行うこと。
- (2) 同一年度における補助対象事業に係る補助金の交付申請は、1回限りであること。
- (3) 補助金に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(完了報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、交付決定から速やかに、危険木の伐採及び病虫害の駆除作業を行い、補助事業が完了したときは、御殿場市ナラ枯れ対策事業完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 収支報告書（様式第3号）
- (3) 補助対象事業費の支払額を証明する書類
- (4) 補助対象事業の実施状況が分かる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する完了報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付額確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の確定通知書を受けた補助決定者が補助金を請求するときは、御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金請求書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助決定者が偽りその他の不正な手段によりこの要綱に定める補助金の交付を受けたときは、当該補助決定者に対し、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日をもって効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

住所又は所在地
申請者 名 称
氏名又は代表者氏名 印
電 話 番 号

御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金の交付を受けたいので、御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 危険木の所在地

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式 2 号）
- (2) 収支予算書（様式 3 号）
- (3) 危険木の位置図及び写真
- (4) 申請額の根拠を示す書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

事業計画（報告）書

危険木の所在地	
処理する樹木の所有者	
処理本数	本
病虫害駆除の方法	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
伐採後の植栽の有無	有 ・ 無
植栽有の場合 植栽する樹種・本数	樹種： 本数： 本

※申請者と所有者が異なる場合は、所有者からの同意書（任意様式）を添付してください。

収支予算（報告）書

収入

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	備 考
市補助金			
計			

支出

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	備 考
計			

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金について、下記のとおり交付を決定したので、御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 危険木の所在地

2 交付決定額 円

3 補助の条件

- (1) 伐採した危険木は病気拡大を防ぐため、くん蒸処理、焼却処理などの病害虫の駆除を行ってください。
- (2) 同一年度における補助対象事業に係る補助金の交付申請は1回限りです。
- (3) 補助金に関する書類は、常に整理して、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管してください。

様式第 5 号（第 8 条関係）

御殿場市ナラ枯れ対策事業完了報告書

年 月 日

御殿場市長 様

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた御殿場市ナラ枯れ対策事業が完了しましたので、御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 危険木の所在地

2 交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第 2 号）
- (2) 収支報告書（様式第 3 号）
- (3) 危険木の伐採及び病虫害の駆除作業の領収書の写し
- (4) 危険木の伐採及び病虫害の駆除作業の実施状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のありました御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金について、下記のとおり交付額を確定したので、御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- 1 危険木の所在地
- 2 交付確定金額 円

御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金請求書

年 月 日

御殿場市長 様

住所又は所在地
請求者 名 称
氏名又は代表者氏名 印
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金について、御殿場市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 危険木の所在地
- 2 補助金請求額 円
- 3 補助金の振込口座

ふりがな							
口座名義人							
振込先金融機関	銀行 金庫 農協			本店 支店 出張所			
預金種目	普通 ・ 当座						
口座番号							

※請求者と口座名義人は同一とすること。